

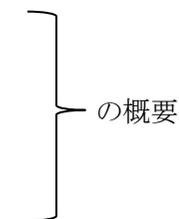
議案第50号 幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

議案第51号 幕別町保育料条例の一部を改正する条例

議案第52号 幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例

議案第53号 幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例

議案第54号 幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例



本年5月に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度が創設され、本年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されることに伴い、関係条例を改正するもの

1 保育料の無償化に係る条例改正について

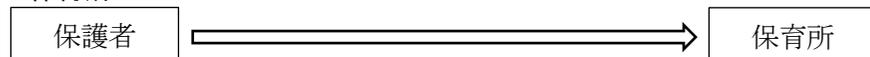
- (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもの保育料を無償化するもの
- (2) 住民税非課税世帯に属する0歳から2歳までの子どもの保育料を無償化するもの

2 副食費の徴収に係る条例改正について

保育料の無償化に伴い、各施設において副食費（実費）を徴収する規定を追加するとともに、年収が360万円未満相当の世帯に属する子どもと、全ての世帯の第3子（幼稚園は小学校3学年以下の年長者からカウントし、保育所及びへき地保育所は小学校就学前の年長者からカウントする。）以降の子どもの副食費の徴収を免除するもの

また、町内の保育施設を利用する3歳以上の子どもに対して、平成28年4月から主食を提供しており、本年10月からは主食提供事業を拡充し、町内全ての幼稚園及びへき地保育所の子どもの給食費に係る主食相当分を町が負担することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るもの

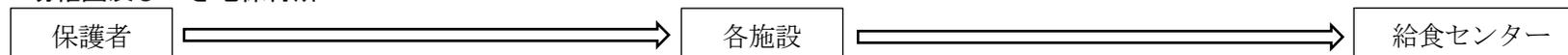
(1) 保育所



副食材料費は保護者が負担

主食は町負担で提供（従来どおり）

(2) 幼稚園及びへき地保育所



副食費は保護者が負担

主食相当分は町負担で提供【拡充】

3 国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴う条例改正について

- (1) 保育料の負担を満3歳未満の保育に限定することにより、3歳以上の保育料を無償化するもの
- (2) 3歳以上の保育料の無償化に伴い、当該保育給付費の特例に関する経過措置を削除するもの

幕別町保育料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町保育料条例 (平成27年 3月20日 条例第11号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する町が定める額（以下「保育料」という。）、法第87条に規定する子どものための教育・保育給付に関する報告義務等の違反に対する罰則並びに町立保育所における認定保育時間を超えて行う保育（以下「町立保育所延長保育」という。）の利用に要する費用（以下「町立保育所延長保育料」という。）その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>支給認定子ども</u> 法第20条の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定並びに同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められた小学校就学前</p>	<p>○幕別町保育料条例 (平成27年 3月20日 条例第11号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する町が定める額（以下「保育料」という。）<u>及び法第87条に規定する子どものための教育・保育給付に関する報告義務等の違反に対する罰則並びに町立保育所における認定保育時間を超えて行う保育（以下「町立保育所延長保育」という。）の利用に要する費用（以下「町立保育所延長保育料」という。）及び法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する町立保育所における入所児童の保護者から給食提供に係る費用のうち副食材料費（以下「町立保育所副食材料費」という。）</u>その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条の規定による小学校就学前子どもごとの子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定並びに同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められた</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>子どもに係る保育必要量の認定に係る小学校就学前子どもをいう。</p> <p>2 略</p> <p>(保育料)</p> <p>第3条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）を利用する<u>支給認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は支給認定子どもは、当該支給認定子どもの年齢、世帯の所得の状況その他の事情に応じて、保育料を支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>保育料の額は、特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育に係るものについては別表第1に、特定教育・保育のうち保育に係るもの並びに特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に係るものについては別表第2に定めるとおりとする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、同項の特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育に係るもののうち、幕別町立幼稚園（幕別町立幼稚園設置条例（昭和52年条例第41号）第1条の規定に基づき設置した幼稚園をいう。）を利用する支給認定子どもの保育料については、幕別町立幼稚園設置条例において定めるとおりとする。</u></p> <p>4 月の中途において特定教育・保育等の利用を開始し、又は終了した場合の保育料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>第2項の規定による教育に係るもの及び特別利用教育に係るものについては、別表第1に規定する金額に、当該在籍中の開所日数（開所日数が20日を超えるときは、20日とする。）を20日で除して得た率を乗じて算出した額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(2) <u>第2項の規定による保育に係るもの並びに特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に係るものについては、別表第2に規定する金額に、当該在籍中の開所日数（開所日数が25日を超えるときは、</u></p>	<p>小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定に係る小学校就学前子どもをいう。</p> <p>2 略</p> <p>(保育料)</p> <p>第3条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）を利用する<u>教育・保育給付認定子どもの保護者若しくは扶養義務者又は教育・保育給付認定子どもは、当該教育・保育給付認定子どもの年齢、世帯の所得の状況その他の事情に応じて、保育料を支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育に係る保育料は無料とし、特定教育・保育のうち保育に係るもの並びに特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育に係るものについては別表第1に定めるとおりとする。ただし、法第19条第1項第1号及び第2号に該当する教育・保育給付認定子どもに係る保育料は無料とする。</u></p> <p>3 月の中途において特定教育・保育等の利用を開始し、又は終了した場合の保育料は、<u>別表第1に規定する金額に、当該在籍中の開所日数（開所日数が25日を超えるときは、25日とする。）を25日で除して得た率を乗じて算出した額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>25日とする。)を25日で除して得た率を乗じて算出した額とする。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p>(町立保育所延長保育料)</p> <p>第4条 町立保育所延長保育を利用する<u>支給認定子ども</u>の保護者若しくは扶養義務者又は<u>支給認定子ども</u>は、あらかじめ町長の承認を受けて町立保育所延長保育料を町長に支払わなければならない。</p> <p>2 町立保育所延長保育料の額は、<u>別表第3</u>に定めるとおりとする。</p> <p>(保育料等の額の決定等)</p>	<p><u>4</u> 略</p> <p>(町立保育所延長保育料)</p> <p>第4条 町立保育所延長保育を利用する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の保護者若しくは扶養義務者又は<u>教育・保育給付認定子ども</u>は、あらかじめ町長の承認を受けて町立保育所延長保育料を町長に支払わなければならない。</p> <p>2 町立保育所延長保育料の額は、<u>別表第2</u>に定めるとおりとする。</p> <p>(町立保育所副食材料費)</p> <p>第5条 町長は、町立保育所副食材料費を徴収するものとし、その額は、月額<u>4,500円とする。ただし、次に掲げる場合を除く。</u></p> <p>(1) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円未満（別表第1備考7に掲げる世帯に属する満3歳以上教育・保育認定子どもにあつては77,100円以下）であるものに係る町立保育所副食材料費</u></p> <p>(2) <u>保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）が同一世帯で3人以上いる場合において、そのうち年長の児童から順に3人目以降となる満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る町立保育所副食材料費</u></p> <p>2 月の途中において入所し、又は退所した児童の町立保育所副食材料費（当該事由があつた月の提供分に限る。）については、<u>25日を基礎として日割によって計算して得た額とする。</u></p> <p>(保育料等の額の決定等)</p>

現 行 条 例	改 正 条 例									
<p><u>第5条</u> 町長は、<u>保育料又は町立保育所延長保育料</u>（以下「保育料等」という。）の額を決定し、又は変更したときは、特定教育・保育等を利用する<u>支給認定子ども</u>の保護者若しくは扶養義務者又は<u>支給認定子ども</u>に対し、その旨を通知するものとする。</p>	<p><u>第6条</u> 町長は、<u>保育料、町立保育所延長保育料又は町立保育所副食材料費</u>（以下「保育料等」という。）の額を決定し、又は変更したときは、特定教育・保育等を利用する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の保護者若しくは扶養義務者又は<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、その旨を通知するものとする。</p>									
<p><u>第6条</u> 略</p> <p>（保育所保育料及び町立保育所延長保育料の納付期限）</p>	<p><u>第7条</u> 略</p> <p>（保育所保育料、町立保育所延長保育料及び町立保育所副食材料費の納付期限）</p>									
<p><u>第7条</u> 保育所保育料及び町立保育所延長保育料の納付期限は、毎月指定する期日までとする。ただし、町長は、必要があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。</p>	<p><u>第8条</u> 保育所保育料、町立保育所延長保育料及び町立保育所副食材料費の納付期限は、毎月指定する期日までとする。ただし、町長は、必要があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。</p>									
<p>（審査請求）</p>	<p>（審査請求）</p>									
<p><u>第8条</u> <u>支給認定子ども</u>の保護者若しくは扶養義務者又は<u>支給認定子ども</u>が<u>第5条</u>の決定に不服があるときは、決定の日から3月以内に審査請求をすることができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定による審査請求があったときは、審査請求の日から15日以内に審査決定し、<u>支給認定子ども</u>の保護者若しくは扶養義務者又は<u>支給認定子ども</u>に通知しなければならない。</p>	<p><u>第9条</u> <u>教育・保育給付認定子ども</u>の保護者若しくは扶養義務者又は<u>教育・保育給付認定子ども</u>が<u>第6条</u>の決定に不服があるときは、決定の日から3月以内に審査請求をすることができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定による審査請求があったときは、審査請求の日から15日以内に審査決定し、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の保護者若しくは扶養義務者又は<u>教育・保育給付認定子ども</u>に通知しなければならない。</p>									
<p><u>第9条</u> 略</p>	<p><u>第10条</u> 略</p>									
<p><u>第10条</u> 略</p>	<p><u>第11条</u> 略</p>									
<p>別表第1（第3条関係）保育料金表</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="114 1307 790 1342">階 層 区 分</th> <th data-bbox="795 1307 1108 1342">保育料の額（月額）</th> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="114 1345 790 1380"></th> <th data-bbox="795 1345 1108 1380">教育標準時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="114 1383 342 1418">第1階層</td> <td data-bbox="347 1383 790 1418">生活保護法（昭和25年法律第144</td> <td data-bbox="795 1383 1108 1418">0円</td> </tr> </tbody> </table>		階 層 区 分		保育料の額（月額）			教育標準時間	第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144	0円
階 層 区 分		保育料の額（月額）								
		教育標準時間								
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144	0円								

現 行 条 例			改 正 条 例		
	号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)				
第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯(市町村民税均等割のみ課税世帯を含む。)		2,000円		
第3階層	第1階層及び第2階層を除く市	所得割課税額 77,100円以下	8,500円		
第4階層	町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区	所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下	17,400円		
第5階層	分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 211,201円以上	21,800円		
備考					
<p>1 この表における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割課税額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割課税額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条第4項から第6項までの規定は適用しないものとする。</p> <p>2 指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者については、指定都市以外の市町村の区域に住所を有する者とみなして所得割課税額を算定する。</p> <p>3 支給認定子どもの保護者又は扶養義務者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該支給認定子どもの保護者又は扶養義務者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。</p>					

現 行 条 例	改 正 条 例						
<p>4 <u>4月から8月までの月分の保育料の額にあつては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあつては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。</u></p> <p>5 <u>支給認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、第5階層にあるものとみなしてこの表を適用する。</u></p> <p>6 <u>支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯であつて、所得割課税額が77,100円以下の場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。</u></p> <p>(1) <u>「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯</u></p> <p>(2) <u>「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</u></p> <p><u>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</u></p> <p><u>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者</u></p> <p><u>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</u></p> <p><u>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</u></p> <p>(3) <u>「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</u></p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="132 1303 598 1342">階層区分</th> <th data-bbox="598 1303 1108 1342">保育料の額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="132 1342 598 1380"></td> <td data-bbox="598 1342 1108 1380">教育標準時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="132 1380 598 1420">第2階層</td> <td data-bbox="598 1380 1108 1420">0円</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	保育料の額（月額）		教育標準時間	第2階層	0円	
階層区分	保育料の額（月額）						
	教育標準時間						
第2階層	0円						

現 行 条 例

改 正 条 例

第3階層

2,000円

7 第2階層から第5階層までの世帯であって、幼稚園若しくは認定こども園に入所し、又は小学校に就学している幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内の児童（以下「施設利用児童」という。）が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、支給認定子どもの属する世帯が6に掲げる世帯の場合の第2階層及び第3階層における次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「6に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。

第1欄	第2欄
ア 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童となる支給認定子ども	保育料金表に定める額
イ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に2人目となる支給認定子ども	保育料金表に定める額×0.5
ウ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に3人目以降となる支給認定子ども	0円

(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

8 所得割課税額が77,100円以下の世帯であって、支給認定子どもの保護者又は扶養義務者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、7にかかわらず、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、6に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる支給認定子どもの保育料の額は0円とする。

現 行 条 例				改 正 条 例							
第1欄		第2欄		第1欄		第2欄					
ア 最年長の特定被監護者等から順に 2人目となる支給認定子ども（6に 掲げる世帯又は第2階層の世帯に属 する支給認定子どもを除く。）		保育料金表に定める額×0.5									
イ 最年長の特定被監護者等から順に 3人目以降となる支給認定子ども		0円									
<p>(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>											
別表第2（第3条関係）保育料金表				別表第1（第3条関係）保育料金表							
階 層 区 分		保育料の額（月額）				階 層 区 分		保育料の額（月額）			
		3歳以上児		3歳未満児				3歳未満児			
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間			保育標準時間	保育短時間		
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円	0円	0円	第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円		
第2階層	第1階層を除く市町村 民税非課税世帯	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	第2階層	第1階層を除く市町村 民税非課税世帯	0円	0円		
第3-1階層	第1階層を除く市町村 民税均等割のみ課税世帯	7,000円	6,500円	9,000円	8,500円	第3-1階層	第1階層を除く市町村 民税均等割のみ課税世帯	9,000円	8,500円		
第3-2階層	第1階層及び 第3-1階層	所得割課税額 48,600円未満 円	11,500 円	11,000 円	13,600 円	13,100 円	第3-2階層	第1階層及び 第3-1階層	所得割課税額 48,600円未満 円	13,600円	13,100円
第4-1階層	第3-1階層 を除く	所得割課税額 48,600円以上 72,000円未満 円	17,200 円	16,700 円	19,100 円	18,600 円	第4-1階層	第3-1階層 を除く	所得割課税額 48,600円以上 72,000円未満 円	19,100円	18,600円
第4-2階層	市町村 民税課	所得割課税額 72,000円以上 円	19,500 円	19,000 円	21,600 円	21,100 円	第4-2階層	市町村 民税課	所得割課税額 72,000円以上 円	21,600円	21,100円

現 行 条 例							改 正 条 例							
	税世帯 であつて、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	84,000円未満												
第4-3階層		所得割課税額 84,000円以上 97,000円未満	22,900 円	22,400 円	25,500 円	25,000 円			25,500円		25,000円			
第5-1階層		所得割課税額 97,000円以上 135,000円未満	26,500 円	26,000 円	30,200 円	29,700 円			30,200円		29,700円			
第5-2階層		所得割課税額 135,000円以上 152,000円未満	28,000 円	27,500 円	34,000 円	33,500 円			34,000円		33,500円			
第5-3階層		所得割課税額 152,000円以上 169,000円未満	29,000 円	28,500 円	37,800 円	37,300 円			37,800円		37,300円			
第6階層		所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	31,900 円	31,400 円	51,800 円	51,300 円			51,800円		51,300円			
第7階層		所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	34,600 円 (公定 価格限 度)	34,100 円 (公定 価格限 度)	60,000 円	59,500 円			60,000円		59,500円			
第8階層		所得割課税額 397,000円以上	35,300 円 (公定 価格限 度)	34,800 円 (公定 価格限 度)	62,400 円	61,900 円			62,400円		61,900円			
備考 1 及び2 略 3 支給認定子どもの保護者又は扶養義務者が母子及び父子並びに寡婦福祉法							備考 1 及び2 略 3 教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者が母子及び父子並びに							

現 行 条 例

施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該支給認定子どもの保護者又は扶養義務者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。

4 略

5 3歳未満児又は3歳児として保育を開始された支給認定子どもについては、当該年度においては同一年齢にあるものとみなしてこの表を適用する。

6 支給認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、第8階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

7 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯であって、所得割課税額が77,100円以下の場合、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。

(1)～(3) 略

階層区分	保育料の額（月額）			
	3歳以上児		3歳未満児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	0円	0円	0円	0円
第3-1階層	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
第3-2階層	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
第4-1階層	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
第4-2階層	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円

8 第2階層から第8階層までの世帯であって、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している就学前児童（以下「施設利用就学前児童」という。）が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、

改 正 条 例

寡婦福祉法施行令第1条第2号に規定する女子又は同令第2条第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。

4 略

5 3歳未満児として保育を開始された教育・保育給付認定子どもについては、当該年度においては同一年齢にあるものとみなしてこの表を適用する。

6 教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、第8階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

7 教育・保育給付認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯であって、所得割課税額が77,100円以下の場合（第1階層、第2階層を除く。）は、この表の規定にかかわらず2,000円とする。

(1)～(3) 略

8 第3階層から第8階層までの世帯であって、施設利用就学前児童が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該教育・保育給付認定子どもの保育料の額とする。ただし、教育・保育給付認定子どもの属する世帯が7に掲げる世帯の場合の第3-1階層、第

現 行 条 例

第2欄により計算して得た額を当該支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、支給認定子どもの属する世帯が7に掲げる世帯の場合の第2階層、第3-1階層、第3-2階層、第4-1階層及び第4-2階層における次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「7に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。

第1欄	第2欄
ア 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童となる <u>支給認定子ども</u>	保育料金表に定める額
イ 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童から順に2人目となる <u>支給認定子ども</u>	保育料金表に定める額×0.5
ウ 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童から順に3人目以降となる <u>支給認定子ども</u>	0円

(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

9 所得割課税額が57,700円以下の世帯であって、支給認定子どもの保護者又は扶養義務者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、8にかかわらず、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもの区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、7に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる支給認定子どもの保育料の額は0円とする。

第1欄	第2欄
ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる <u>支給認定子ども</u> （上記7に掲げる世帯又は第2階層の世帯に属す	保育料金表に定める額×0.5

改 正 条 例

3-2階層、第4-1階層及び第4-2階層における次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「7に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。

第1欄	第2欄
ア 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童となる <u>教育・保育給付認定子ども</u>	保育料金表に定める額
イ 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童から順に2人目となる <u>教育・保育給付認定子ども</u>	保育料金表に定める額×0.5
ウ 施設利用就学前児童のうち、最年長の施設利用就学前児童から順に3人目以降となる <u>教育・保育給付認定子ども</u>	0円

(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

9 所得割課税額が57,700円以下の世帯であって、教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、8にかかわらず、次表の第1欄に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該支給認定子どもの保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、7に掲げる世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる教育・保育給付認定子どもの保育料の額は0円とする。

第1欄	第2欄
ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる <u>教育・保育給付認定子ども</u> （上記7に掲げる世帯に属する <u>教育・</u>	保育料金表に定める額×0.5

現 行 条 例		改 正 条 例									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;">る<u>支給認定子ども</u>を除く。)</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる<u>支給認定子ども</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">0円</td> </tr> </table> <p>10 略</p> <p>別表第3 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">略</td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	る <u>支給認定子ども</u> を除く。)		イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる <u>支給認定子ども</u>	0円	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;"><u>保育給付認定子ども</u>を除く。)</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる<u>教育・保育給付認定子ども</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">0円</td> </tr> </table> <p>10 略</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">略</td> </tr> </table> <p>備考 略</p>	<u>保育給付認定子ども</u> を除く。)		イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる <u>教育・保育給付認定子ども</u>	0円	略
る <u>支給認定子ども</u> を除く。)											
イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる <u>支給認定子ども</u>	0円										
略											
<u>保育給付認定子ども</u> を除く。)											
イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる <u>教育・保育給付認定子ども</u>	0円										
略											